

告示第1号

フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会委員長の選任決議にかかる告示

2023年9月4日

理事各位

公益社団法人日本栄養士会選任決議管理事務局

職域の統合とその名称の変更に伴い、「フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会委員長の選任決議にかかる手続きについて（申し合わせ）」により、当該委員長の選任に関する総会決議を下記により行います。

1 フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会委員長の要件

- (1) 事業推進委員会委員長の数は1名とする
- (2) 事業推進委員会委員長は次の各号を満たさなければならない
 - 一 フリーランス・栄養関連企業等職域に属する者
 - 二 2年以上継続して現に会員（2022～2023年度会費納入済）である者
 - 三 事業の運営に精通し、優れた活動を行っている者
 - 四 職務の向上に熱意を持つ者
 - 五 公益社団法人日本栄養士会理事の推薦を得た者

なお、(2) 一に示す「フリーランス・栄養関連企業等職域に属する」とは、2024年4月15日時点に当該職域に属する予定の者を含むこととする。

- (3) 「フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会委員長」となった者は、日本栄養士会の役員選任総会決議において、選任分野を「職域理事選任決議分野」とし、推薦職域は新たに設置される「フリーランス・栄養関連企業等」とする。

2 立候補の届け出

(1) 立候補の届け出方法

フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会委員長の要件を満たし、立候補しようとする者は、立候補届（様式1）を、立候補の届け出期間中に、公益社団法人日本栄養士会選任決議管理事務局宛てに「立候補届在中」と封筒の表に朱書し、持参または簡易書留あるいはレターパックプラスにて送付してください。

(2) 立候補の届け出期間

2023年9月4日（月）告示以降、2023年9月15日（当日消印有効）まで

(3) 届け出場所

公益社団法人日本栄養士会選任決議管理事務局

住所：〒105-0004 東京都港区新橋 5-13-5 新橋 MCV ビル 6 階

電話：03-5425-6555

3 選任決議実施日および場所

2023 年 10 月 14 日（土）（Web 開催）

2023 年度公益社団法人日本栄養士会理事会会場（日本栄養士会事務局）

但し、選任決議を実施した結果、選任すべき委員長が決定されなかった場合には、再選任決議を実施する。再選任決議の実施日は理事会にて決定する。

4 選任決議の方法

- （１） 理事による直接無記名での議決権行使（投票）により行います。
- （２） 議決権の行使は、所定の議決権用紙（投票用紙）を事前に送付し回収する方法をもって行います。

5 開票日および場所

2023 年 10 月 14 日（土）

2023 年度公益社団法人日本栄養士会理事会会場

6 その他

- （１） 選任決議において、理事の過半数が議決権を行使し、その候補者の選任を可とする、または、その選任を不可としない有効な議決権の行使が当該理事の過半数であったとき、当該候補者を被選任者とします。
- （２） 選任を可とする有効な議決権の行使が多数とされた候補者より順次被選任者とし、同数の場合は、再度、同数の者を対象に選任決議を実施します。
- （３） 候補者が、次のいずれかに該当するときは失格とします。
 - 一 立候補届に不備があるとき
 - 二 立候補届の記載内容に虚偽又は不正があるとき
 - 三 立候補届が届け出の期間内に行われなかったときなお、失格した候補者については、その者に対する選任決議を行わない。

フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会委員長の選任決議にかかる手続きについて (申し合わせ)

制定 2023 年 5 月 28 日

1. 目的

フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会委員長の選任決議にかかる手続きについて、必要な事項を定め、もって公正かつ適正な選任決議の実施を確保することを目的とする。

2. 選任決議の実施の管理

選任決議の実施に関する事務を処理し、管理するため、選任決議管理事務局を置く。

3. 選任決議管理事務局

- (1) 選任決議管理事務局は、原則として日本栄養士会事務局職員 3 名（日本栄養士会事務局次長、総務課長、主幹）をもって組織するが、必要に応じて他の日本栄養士会事務局職員を招集することができる。
- (2) 日本栄養士会事務局次長は、選任決議管理事務局を代表しその事務を総理する。

4. 選任決議管理事務局の職務

選任決議管理事務局は、次の各号の職務を行う。

- 一 選任決議の実施に関する告示
- 二 立候補届及び辞退届の受理
- 三 選挙人名簿の作成
- 四 選任決議実施の立会人
- 五 選任決議案が可決された者の確認
- 六 選任決議を経てフリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会委員長に選任された者の確認及び理事会への報告
- 七 選任決議にかかる手続に関する異議の申し立ての受理及び決定
- 八 その他選任決議の実施に関する事項

5. 議決権

理事は、選任決議の議決権を有する。ただし、現理事で立候補した者については、議決権はない。

6. フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会委員長の要件

- (1) 事業推進委員会委員長の数は 1 名とする
- (2) 事業推進委員会委員長は次の各号を満たさなければならない
 - 一 フリーランス・栄養関連企業等職域に属する者
 - 二 2 年以上継続して現に会員（2022～2023 年度会費納入済）である者
 - 三 事業の運営に精通し、優れた活動を行っている者
 - 四 職務の向上に熱意を持つ者
 - 五 公益社団法人日本栄養士会理事の推薦を得た者

なお、(2) 一に示す「フリーランス・栄養関連企業等職域に属する」とは、2024 年 4 月 15 日時点で当該職域に属する予定の者を含むこととする。

- (3) 「フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会委員長」となった者は、日本栄養士会の役員選任総会決議において、選任分野を「職域理事選任決議分野」とし、推薦職域は新たに設置される「フリーランス・栄養関連企業等」とする。

7. 選任決議の実施

選任決議は、2023 年 10 月 14 日（土）開催予定の理事会（Web 開催）により行う。

但し、選任決議を実施した結果、選任すべき委員長が決定されなかった場合には、再選任決議を実施する。再選任決議の実施日は理事会にて決定する。

8. 告示及び通知

選任決議管理事務局は、理事に対し、選任決議の実施期日の 30 日前までに以下の事項を告示しなければならない。但し、選任決議を実施した結果、選任すべき委員長が決定されなかった場合に行う再選任決議における告示日はこの限りではない。

- 一 フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会委員長の要件
- 二 立候補の届け出期間及び立候補の届け出を行う場所
- 三 選任決議を実施する日時及び場所
- 四 開票の日時及び場所

9. 選任決議の方法

- (1) 選任決議の議決権は、所定の議決権用紙に、直接無記名で次項の記載をしたうえで投票により行使する。

- 一 候補者が定数（1 名）を超える場合

候補者毎に、議決権用紙の所定欄に、選任を可とするときは○の記号を、選任を不可とするときは×の記号を記載して、同用紙を投票する方法

- 二 候補者が定数以内（1 名）である場合

候補者毎に、議決権用紙の所定欄に、選任を不可とするときは×の記号を記載して、同用紙を投票する方法

- (2) 選任決議の議決権の行使は、議決権用紙を投票箱に入れる方法をもって行使するが、理事会が Web 会議システムにより実施される場合は、議決権用紙を事前に送付し回収する方法をもって行使する。

10. 議決権行使の無効

次の各号のいずれかに該当する議決権の行使は、その効力を有さない。

- 一 定められた議決権用紙を用いないもの
- 二 定められたものの以外の記号又は文字を記入したもの

11. 立候補の届け出

- (1) フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会委員長の要件を満たし、立候補しようとする

- る者は、立候補の届け出期間の末日までに選任決議管理事務局に届け出なければならない。
- (2) 届け出は、所定の様式の立候補届を、持参又は簡易書留あるいはレターパックプラスにて郵送する。なお、郵送による場合、立候補の届け出期間の末日の当日消印有効とし、「立候補届在中」と封筒の表に朱書する。
 - (3) 立候補の届け出期間は、告示後 15 日以内とする。立候補者が定数（1 名）に満たない場合は、立候補の届け出期間を延長する。
 - (4) 選任決議を実施した結果、選任すべき委員長が決定されなかった場合に行う再選任決議についてはこの限りでない。

1 2. 立候補の届け出期間および届け出場所

(1) 届け出期間

2023 年 9 月 4 日（月）告示以降、2023 年 9 月 15 日（当日消印有効）まで

(2) 届け出場所

公益社団法人日本栄養士会選任決議管理事務局

住所：〒105-0004 東京都港区新橋 5-13-5 新橋 MCV ビル 6 階

電話：03-5425-6555

1 3. 候補者の失格

- (1) 立候補の届け出をした者（以下、候補者という。）が、次のいずれかに該当するときは失格とする。
 - 一 立候補届に不備があるとき
 - 二 立候補届の記載内容に虚偽又は不正があるとき
 - 三 立候補届が届け出の期間内に行われなかったとき
- (2) 失格した候補者については、その者に対する選任決議を行わない。

1 4. 候補者一覧表

- (1) 選任決議管理事務局は、候補者の届出順に候補者一覧表を作成し、選任決議を実施する期日の 15 日前までにこれを理事に告示しなければならない。
- (2) 立候補者一覧表には、立候補者の氏名、年齢、所属する職域、立候補者としての所信の要旨、推薦等にかかる事項を掲載する。

1 5. 被選任者

- (1) 選任決議において、理事の過半数が議決権を行使し、その候補者の選任を可とする、または、その選任を不可としない有効な議決権の行使が当該理事の過半数であったとき、当該候補者を被選任者とする。
- (2) 選任を可とする有効な議決権の行使が多数とされた候補者より順次被選任者とし、同数の場合は、再度、同数の者を対象に選任決議を実施する。

1 6. 異議の申し立て

- (1) 選任決議手続の効力に対する異議申立

この申し合わせによって行う選任決議の効力に関し異議がある理事は、当該選任決議の

あった日から選任決議管理事務局が指定する期日までに、文書で選任決議管理事務局に対して異議の申し立てをすることができる。

(2) 選任決議の効力に関する決定

異議の申し立てを受理した選任決議管理事務局は、選任決議の実施上、申し合わせ事項またはその趣旨に違反する重大な瑕疵があり、かつ、その瑕疵により選任決議の結果に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に限り、当該選任決議の全部または一部を無効とするものとする。

17. その他

(1) 本申し合わせは、理事会の決議を経て決定する。

(2) 本申し合わせは、2023 年度に実施されるフリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会委員長の選任決議にのみ有効とする。

フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会委員長の選任決議にかかる手続きに関する スケジュール（案）

日時	内容
2023/9/4（月）	告示第1号（メール） ／理事宛
2023/9/4（月）	選挙告示の実施について報告（メール） ／都道府県栄養士会宛
2023/9/4（月）～9/15（金）	立候補の届け出期間
2023/9/29（金）	告示第2号・第3号：候補者の一覧表の告示（メール） ／理事宛
2023/9/29（金）	選挙告示の実施について報告（メール） ／都道府県栄養士会宛
2023/10/14（土）	開票作業・選任決議